

2020年4月7日

【重要】4月8日からの臨時休館に関するご連絡

平素よりティップネスをご利用いただき誠にありがとうございます。

4月7日に政府より緊急事態宣言が発出されることに伴い、以下の都府県に所在する店舗につきましては臨時休業することといたしました。

つきましてはキッズスクールにおきましても以下の期間において休講いたします。

お客様にはご不便をおかけして誠に申し訳ございませんが、何卒ご理解、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

この事態が一日も早く収束することを祈念するとともに、皆様が安心してご利用いただける日に備えて、万全の準備を整えてまいります。

皆様と再びお会いできる日をスタッフ一同心より楽しみにしております。

①臨時休館の期間

4月8日（水）～5月6日（水）

※行政機関の指導により臨時休館の期間が変更となる場合がございます。

※木曜日休館の店舗は5月7日（木）までの休館となります。

※メンテナンス休館を予定している店舗は別途ご案内いたします。

②臨時休館する店舗

■東京都

綾瀬、大泉学園、喜多見、木場、小岩、国領、五反田、下井草、新小岩、田無、東武練馬、氷川台、瑞江

■神奈川県

鴨居、川崎、鶴見、二俣川、宮崎台

■埼玉県

久喜、武蔵藤沢

■千葉県

蘇我、船橋、南行徳

■大阪府

石橋、香里園、高槻、布施

■兵庫県

塚口、武庫之荘

③休講期間の会費及び4月以降の会費請求について

4月分の月会費は1週目のスクール参加に関わらずご請求いたしません。

4月分は6月度引落日の際に充当させていただきます。

■4月度月会費

引落日 4月27日(月)

充当対象月 2月休講分

請求額 通常月会費より2月休講分を差引いて引落しになります。

■5月度月会費

引落日 5月27日(水)

充当対象月 3月休講分

請求額 通常月会費より3月休講分を差引いて引落しになります。

■6月度月会費

引落日 6月29日(月)

充当対象月 4月休講分

請求額 会費の引落しはございません。

■7月度月会費

引落日 7月27日(月)

充当対象月 5月休講分

請求額 通常月会費より5月休講分を差引いて引落しになります。

5月休会登録の方は7月27日の引落しはございません。

※休講期間中はiTIPNESSによる欠席登録は不要です。

※個別の金額に関しては、引落日の金額をご確認ください。

④お問い合わせについて

各種お手続きのご案内につきましては、

下記の時間帯にお電話にて対応をいたしますので各店舗宛にご連絡をお願いいたします。

11:00 ~ 17:00 (定期休館日を除く)

※店舗フロントでの対応はいたしませんのでご了承ください。